

工 事 成 績 評 定 考 査 項 目 別 運 用 表

【 土 木 】

工事名

別記

細目別評定基準

項 目	細 別		監 督 員	総括監督員	検査職員
1 施 工 体 制	I	施 工 体 制 一 般	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		
	II	配置技術者	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		
2 施 工 状 況	I	施 工 管 理	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		(加減点) × 0. 4 + 6. 5
	II	工 程 管 理	(加減点) × 0. 4 + 2. 9	(加減点) × 0. 2 + 3. 2	
	III	安 全 対 策	(加減点) × 0. 4 + 2. 9	(加減点) × 0. 2 + 3. 3	
	IV	対 外 関 係	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		
3 出 来 形 ・ 品 質 及 び 出 来 栄 え	I	出 来 形	(加減点) × 0. 4 + 2. 8		(加減点) × 0. 4 + 6. 5
	II	品 質	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		(加減点) × 0. 4 + 6. 5
	III	出 来 栄 え			(加減点) × 0. 4 + 6. 5
4 工 事 特 性				(加 点) × 0. 2 + 3. 3	
5 創 意 工 夫			(加 点) × 0. 4 + 2. 9		
6 地 域 へ の 貢 献 度 等				(加減点) × 0. 2 + 3. 2	
計			上 記 の 計	上 記 の 計	上 記 の 計
7 法 令 遵 守 等				(減 点) × 1. 0	

※ 各評定者の点数の合計【 評定点 】については、「 小数点 第1位まで 」とする。

工事成績評定審査項目別運用表等 一覧（土木）

1 監督員

番 号	審査項目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第1号1	1 施工体制	I 施工体制一般	全 工 種	必須	
別紙 第1号2	〃	II 配置技術者	〃	〃	
別紙 第1号3	2 施工状況	I 施工管理	〃	〃	
別紙 第1号4	〃	II 工程管理	〃	〃	
別紙 第1号5	〃	III 安全対策	〃	〃	
別紙 第1号6	〃	IV 対外関係	〃	〃	
別紙 第1号7	3 出来形・品質及び出来栄え	I 出 来 形	土木一般	選択	
別紙 第1号8	〃	〃	上 水 道	〃	
別紙 第1号9	〃	〃	出来形判定	必須	
別紙 第1号10	〃	II 品 質	土木一般	選択	
別紙 第1号11	〃	〃	上 水 道	〃	
別紙 第1号12	〃	〃	品質判定	必須	
別紙 第1号13	5 創意工夫		全 工 種	〃	

2 総括監督員

番 号	審査項目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第2号1	2 施工状況	II 工程管理	全 工 種	必須	
別紙 第2号2	〃	III 安全対策	〃	〃	
別紙 第2号3	4 工事特性		〃	〃	
別紙 第2号4	6 地域への貢献度等		〃	〃	
別紙 第2号5	7 法令遵守等		〃	〃	

3 検査員

番 号	審査項目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第3号1	2 施工状況	I 施工管理	全 工 種	必須	
別紙 第3号2	3 出来形・品質及び出来栄え	I 出 来 形	土木一般	選択	
別紙 第3号3	〃	〃	上 水 道	〃	
別紙 第3号4	〃	〃	出来形判定	必須	
別紙 第3号5	〃	II 品 質	コンクリート構造物工事	選択	
別紙 第3号6	〃	〃	土 工 事	〃	
別紙 第3号7	〃	〃	護岸・根固・水制工事	〃	
別紙 第3号8	〃	〃	河川工事	〃	
別紙 第3号9	〃	〃	舗装工事	〃	
別紙 第3号10	〃	〃	区画線工事	〃	
別紙 第3号11	〃	〃	法面工事	〃	
別紙 第3号12	〃	〃	基礎工・地盤改良工事	〃	
別紙 第3号13	〃	〃	規模道路改良工事	〃	
別紙 第3号14	〃	〃	街渠・排水施設工事	〃	
別紙 第3号15	〃	〃	暗渠・用排水路工事	〃	
別紙 第3号16	〃	〃	コンクリートブロック積工・二次製品工事	〃	
別紙 第3号17	〃	〃	植栽工事・公園工事	〃	
別紙 第3号18	〃	〃	防護柵・標識・照明灯工事	〃	
別紙 第3号19	〃	〃	下水道工事（管渠）	〃	
別紙 第3号20	〃	〃	下水道工事（施設躯体）	〃	
別紙 第3号21	〃	〃	上水道工事	〃	
別紙 第3号22	〃	〃	鋼橋工事	〃	
別紙 第3号23	〃	〃	コンクリート橋上部工事	〃	

番 号	考 査 項 目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第3号24	〃	〃	橋梁補修・補強工事	〃	
別紙 第3号25	〃	〃	トンネル工事	〃	
別紙 第3号26	〃	〃	ため池工事	〃	
別紙 第3号27	〃	〃	塗装工事	〃	
別紙 第3号28	〃	〃	品質判定	必須	
別紙 第3号29	3 出来形・品質及び出来栄	Ⅲ 出来栄	土木関連 ①	選択	
別紙 第3号30	〃	〃	土木関連 ②	〃	
別紙 第3号31	〃	〃	土木関連 ③	〃	
別紙 第3号32	〃	〃	土木関連 ④	〃	
別紙 第3号33	〃	〃	土木関連 ⑤	〃	
別紙 第3号34	〃	〃	土木関連 ⑥	〃	
別紙 第3号35	〃	〃	土木関連 ⑦	〃	
別紙 第3号36	〃	〃	出来栄判定	必須	

記入方法 及び 留意事項

別紙 第4号	出来形の ばらつき の 考え方、多工種 複合工事 の 取扱い など
--------	-----------------------------------

施工プロセスチェックリスト

別紙 第5号1	1 施工体制	I 施工体制一般
別紙 第5号2	〃	I 施工体制一般、 I-2 下請負人、 II 配置技術者
別紙 第5号3	1 施工体制 2 施工状況	II 配置技術者、 I 施工管理
別紙 第5号4	2 施工状況	I 施工管理、 II 工程管理、 III 安全対策
別紙 第5号5	〃	III 安全対策、 IV 対外関係

工事成績評定考查項目別運用表（監督員）

【 土 木 】

工事名

工事成績評定 考查項目別 運用表【 監督員用 】

別紙 第 1 号 1 （ 施工体制一般 ）

[全 工 種]

（ 評定者：監督員 ）

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		施工体制が 優れている	施工体制が 良好である	施工体制が 適切である	施工体制が やや不適切である	施工体制が 不適切である	
1 施工体制	I 施工体制 一 般		☐	「評価項目」						
			☐	1 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	d （ 減点 5. 0 点 ）					
			☐	1 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	e （ 減点 10. 0 点 ）					
		☐	☐	1 コリンズ(工事実績データ)の登録（契約時・変更時）は、監督員の確認を受け契約締結後速やかに行われている。（契約額：500万円以上）						
		☐	☐	2 工程表を、契約締結後 14 日以内に提出している。						
		☐	☐	3 施工計画書の内容と現場施工体制（品質管理、安全管理を含む）が一致している。						
		☐	☐	4 施工体制台帳を現場に備え付け、同一のものを提出している。						
		☐	☐	5 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、記載のない業者が作業していないなど、現場と一致している。						
		☐	☐	6 「建設業許可」の標識及び施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。						
		☐	☐	7 「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主現場」を、工事現場の見やすい場所に掲示している。						
		☐	☐	8 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請負人等に説明するとともに、証紙の購入及び配布が受け払い簿等により適切に管理されている。 ※購入する必要のない者については、理由書により確認することができる。						
		☐	☐	9 元請負人が、下請負工事の施工に実質的に関与している。						
		☐	☐	10 工事規模に応じた人員や機械配置がなされた施工をしている。						
		☐	☐	11 現場における施工体制に対し、本店や支店等による支援体制を整え実施している。						
		☐	☐	12 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。						
		☐	☐	13 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。						
		☐	☐	14 設備の改修・更新工事において、新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。						
		☐	☐	15 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理一般について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。						
		☐	☐	16 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）						
					・評価値が 90％以上		a	(加点 1. 0 点)		
					・評価値が 80％以上 90％未満		b	(加点 0. 5 点)		
					・評価値が 60％以上 80％未満		c	(加減点 なし)		
					・評価値が 60％未満		d	(減点 5. 0 点)		
					・評価対象項目が 2 項目以下の場合は		c	(加減点 なし)		

別紙 第1号2 (配置技術者)

[全 工 種]

(評定者：監督員)

考查項目	細 別	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者			「評価項目」					
	現場代理人 等		(0)	1 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 2 工事に必要な作業主任技術者、専門技術者の選任及び配置がされていない。または同技術者が未届状態で配置され、作業している。 ※ 評 定 ・上記のうち1項目該当すれば d (減点 5. 0 点) ・上記のうち2項目該当すれば e (減点 10. 0 点)					
			1 現場代理人が現場に常駐しており、工事全体の把握が出来ている。 2 現場代理人として、監督員への報告・協議等を適時・的確に行っている。 3 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 4 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）が配置され、専任工事は現場に常駐している。 5 監理技術者等が所持する資格の内容・区分・有効期限等が適切である。 6 監理技術者等は、明確な根拠に基づく技術的な判断に優れ、良好な施工に努めている。 7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、現場施工に反映して工事を行っている。 8 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 9 施工計画や工事工程の把握、出来形・品質管理等の施工管理、及び資料の作成等の工事書類に、主体的に関わり適切に整理されている。 10 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 11 下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、適切な指導を行っている。 12 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。 13 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
		・評価値が 90%以上 a (加点 3. 0 点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加点 1. 5 点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が 60%未満 d (減点 5. 0 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加減点 なし)							

別紙 第1号3 (施工管理)

[全 工 種]

(評定者：監督員)

調査項目	細別	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
2 施工状況	I 施工管理		□ □ □ □ (0)	「評価項目」					
				1 設計書と適合しない箇所があり、監督員が文書による改善指示を行った。					
				2 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されていない。					
				3 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を実施した。					
		4 設計図書に基づく施工上の義務について、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記のうち1項目に該当すれば d （減点 5．0点） ・上記のうち2項目以上に該当すれば e （減点 10．0点）							
					□ □	1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。			
2 施工計画書が、設計図書及び現場条件（工程管理、施工方法、施工管理、出来高・品質管理、安全管理等）を反映したものとなっている。									
3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。									
4 施工計画書の記載内容与現場の施工方法・施工内容が一致している。									
5 施工图作成にあたり、関連工事で遅滞なく、調整が十分に図られている。									
6 工事材料、機材に関する資料が整理され、品質に影響が無いよう管理（保管）されている。									
7 日常の出来形管理・品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われている。									
8 現場内の整理整頓を日常的に行っている。									
9 使用する材料の品質保証書及び写真等を適切に整理している。									
10 工事打合せ簿等の工事記録を、過不足無く整理している。									
11 立会確認、段階確認の発議があり、時期、内容、頻度が適切である。									
12 建設廃棄物の処理及び建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行い、計画書及び報告書を提出している。									
13 社内検査員による検査で、出来形、品質等の確認を適時、的確に行っている。									
14 工事全般において低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。									
15 工事現場及び周辺の環境保全に配慮し、適正に施工されている。									
16 設備更新時の新旧設備切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に行っている。									
17 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。									
18 その他理由：									
※ 評定 評価値(%) = 評価数(イ) / 対象数(ア)									
・評価値が 90%以上					a	(加點 4．0点)			
・評価値が 80%以上 90%未満					b	(加點 2．0点)			
・評価値が 60%以上 80%未満					c	(加減点 なし)			
・評価値が 60%未満					d	(減点 5．0点)			
・評価対象項目が 2 項目以下の場合は					c	(加減点 なし)			

別紙 第1号4 (工程管理)

[全 工 種]

(評 定 者 : 監 督 員)

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		工程管理が 優れている	工程管理が 良好である	工程管理が 適切である	工程管理が やや不適切である	工程管理が 不適切である	
2 施工状況	II 工程管理		☐	「評価項目」						
			☐	1 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 5. 0 点)						
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	1 受注者の責により、工期内に工事を完成させなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 10. 0 点)						
			☐	1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成し、現場着手前に提出している。						
			☐	2 実施工程のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。						
			☐	3 現場または施工条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。						
			☐	4 地元との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。						
			☐	5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。						
			☐	6 工事の進捗状況を早めるための取り組みを行っている。						
			☐	7 適切な工程管理を行い、工期内に全ての完成書類等を提出し受理された。						
			☐	8 休日の確保を行い、計画工程以外の時間外作業（日・祝日の施工作业及び夜間・深夜・早朝の施工作业）が、ほとんど無い。						
			☐	9 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。						
			☐	10 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)						
		・評価値が 90%以上 a (加点 4. 0 点)								
		・評価値が 80%以上 90%未満 b (加点 2. 0 点)								
		・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし)								
		・評価値が 60%未満 d (減点 5. 0 点)								
		・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加減点 なし)								

別紙 第 1 号 5 （ 安全対策 ）

[全 工 種]

（ 評 定 者 ： 監 督 員 ）

考査項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		安全対策が 優れている	安全対策が 良好である	安全対策が 適切である	安全対策が やや不適切である	安全対策が 不適切である
2 施工状況	Ⅲ 安全対策			「評価項目」					
				1 安全対策に関する現場管理又は防災対策が不適切で、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 5. 0 点)					
				1 安全対策の不備により、労働災害又は公衆災害が発生した。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 10. 0 点)					
			1 災害防止（工事安全）協議会等を設置して月に 1 回以上活動し、その活動記録が整備されている。						
			2 安全教育及び安全訓練等を月に半日以上実施し、その記録が整備されている。						
			3 安全巡視、安全ミーティング、危険防止活動等を実施し、その記録が整備されている。						
			4 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場特性が反映され、その記録が整備されている。						
			5 過積載防止に取り組んでいる。						
			6 重機作業に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。						
			7 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。						
			8 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施されている。						
			9 使用機械、車両、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。						
			10 工事現場における保安施設等の設置及び管理が適切であり、よく整備されている。						
			11 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。						
12 店社パトロールを月に 1 回程度実施し、その記録が整備されている。									
13 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。									
14 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。									
15 その他 理由：									
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
						・評価値が 90%以上	a	(加 点 5. 0 点)	
						・評価値が 80%以上 90%未満	b	(加 点 2. 5 点)	
						・評価値が 60%以上 80%未満	c	(加 減 点 な し)	
						・評価値が 60%未満	d	(減 点 5. 0 点)	
						・評価対象項目が 2 項目以下の場合は	c	(加 減 点 な し)	

別紙 第 1 号 6 (対外関係)

[全 工 種]

(評 定 者 : 監 督 員)

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		対外関係が 優れている	対外関係が 良好である	対外関係が 適切である	対外関係が やや不適切である	対外関係が 不適切である	
2 施工状況	IV 対外関係		☐	「評価項目」	1 受注者の対応による苦情が多い又は対応が悪くトラブルがあった。 2 対外関係に関して、監督員が文書による指示を行った。 ※ 評 定 ・上記項目のいずれかに該当すれば d (減点 2. 5 点)					
			☐							
			☐							
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	1 対外関係との調整に関して発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 5. 0 点)						
			☐	1 工事施工にあたり、関係官公署などと協議及び調整を行い、トラブルの発生が無い。						
			☐	2 工事施工にあたり、地元住民等に適切な説明及び調整を行っている。						
			☐	3 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。						
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	4 隣接工事及び関連工事との調整を図り、相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に取り組んでいる。						
			☐	5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより、地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。						
			☐	6 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。						
			☐	7 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)						
					・評価値が90%以上	a	(加点 2. 0 点)			
					・評価値が80%以上90%未満	b	(加点 1. 0 点)			
					・評価値が60%以上80%未満	c	(加減点 なし)			
					・評価値が60%未満	d	(減点 2. 5 点)			
					・評価対象項目が 2 項目以下の場合は	c	(加減点 なし)			

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e										
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや不適切である	出来形が 不適切である										
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	土木一般		☐	「評価項目」 ※ 【ばらつき】の判断は、「別紙 第4号」を参照															
I 出来形			☐	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、その【ばらつき】が規格値の概ね 50% 以内である。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば a (加 点 4. 0 点)															
			☐	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、その【ばらつき】が規格値の概ね 80% 以内である。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば b (加 点 2. 0 点)															
			☐	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加 減 点 な し)															
			☐	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減 点 2. 5 点)															
			☐	1 工事請負契約書約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減 点 5. 0 点)															
☐		1 出来形管理項目を設定していない。(ばらつき判断を行わない。) ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加 減 点 な し)																	
					※ 主たる工種で評価する。 なお、主たる工種の全体に占める割合が 70% に満たない場合は、次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価を行う。														
					<table><tr><td></td><td>評価した工種</td><td>全体の中で占める割合</td></tr><tr><td>主たる工種</td><td></td><td>%</td></tr><tr><td>次の工種</td><td></td><td>%</td></tr></table>						評価した工種	全体の中で占める割合	主たる工種		%	次の工種		%	
		評価した工種	全体の中で占める割合																
主たる工種		%																	
次の工種		%																	
					工種はリストの中から選定する														
					① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、兵庫県県土整備部において定める「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系を参考とするが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 測定結果のサンプル数等が3個以上10個未満の場合、「概ね50%以内」を「50%以内」に、「概ね80%以内」を「80%以内」に読み替える。														

別紙 第1号8 (出来形)

[上 水 道]

(評定者：監督員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや不適切である	出来形が 不適切である
3 出来形・品質及び出来栄 I 出来形	上 水 道		☐	「評価項目」					
			☐						
				1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 2. 5 点)					
				1 工事請負契約書約款第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 5. 0 点)					
				1 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画書に基づく管理を実施している。 2 仮設の設置方法及び設置状況は、適切に施工されている。 3 出来高の管理記録（出来形管理図及び出来形管理表）が、適切にまとめられている。 4 不可視部分の出来形を、施工区分ごとに適切に写真撮影している。 5 社内の管理基準に基づき、適切に管理している。 6 工事施工の撮影記録が撮影基準を満足し、適切に管理している。 7 設計図書で要求したものが、適切に施工されている。 8 既設管との接続工事は、適切に施工されている。 9 仮復旧又は本復旧が、適切に施工され、路面状態が良好である。 10 路肩処理・縁端処理が、適切に施工され良好である。 11 撤去対象物がある場合は、範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認される。 12 社内検査が計画的に行われ、出来形等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 13 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
				・評価値が 90%以上 a (加 点 4. 0 点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 2. 0 点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が 60%未満 d (減点 2. 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加減点 なし)					

別紙 第 1 号 9 (出来形)

[出来形判定]

(評定者：監督員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや不適切である	出来形が 不適切である		
3 出来形・ 品質及び 出来栄	(土 木 一 般 又 は、上 水 道 の ど ち ら か で、 評 価 判 定 す る)			① に主たる工種、土木一般「別紙 第 1 号 7」又は、上水道「別紙 第 1 号 8」のどちらかを選定し、その評価により評定を行う。							
I 出来形					評 価 対 象 工 種				対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定
				①							
				②							
評価対象工種はリストの中から選定する				合 計							
※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・主たる工種の評価対象項目が、2 項目以下の場合は a (加 点 4 . 0 点) b (加 点 2 . 0 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 2 . 5 点) c (加 減 点 な し) 総合判定 ※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。											

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e										
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である										
3 出来形・ 品質及び 出来栄 Ⅱ 品 質	土木一般		☐	「評価項目」 ※ 【ばらつき】の判断は、「別紙 第4号」を参照															
			1 品質の試験が、必要な試験項目について所定の試験基準に基づき行われており、試験結果が規格値を満足し、その【ばらつき】が規格値の概ね 50% 以内である。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば a (加 点 5.0 点)																
			1 品質の試験が、必要な試験項目について所定の試験基準に基づき行われており、試験結果が規格値を満足し、その【ばらつき】が規格値の概ね 80% 以内である。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば b (加 点 2.5 点)																
			1 品質の試験が、必要な試験項目について所定の試験基準に基づき行われており、試験結果が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加 減 点 な し)																
			1 品質関係の試験方法又は試験結果が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減 点 2.5 点)																
			1 工事請負契約書約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減 点 5.0 点)																
			☐	1 品質管理項目を設定していない。(試験結果のサンプル数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合又は品質試験が不要な場合) ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加 減 点 な し)															
		※ 主たる工種で評価する。 なお、主たる工種の全体に占める割合が 70% に満たない場合は、次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価を行う。																	
		<table><tr><td></td><td>評価した工種</td><td>全体の中で占める割合</td></tr><tr><td>主たる工種</td><td></td><td>%</td></tr><tr><td>次の工種</td><td></td><td>%</td></tr></table>							評価した工種	全体の中で占める割合	主たる工種		%	次の工種		%			
			評価した工種	全体の中で占める割合															
主たる工種		%																	
次の工種		%																	
① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書・仕様書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、兵庫県県土整備部において定める「土木工事 施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系を参考とするが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 測定結果のサンプル数等が3個以上10個未満の場合、「概ね50%以内」を「50%以内」に、「概ね80%以内」を「80%以内」に読み替える。																			

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
3 出来形・ 品質及び 出来栄	上 水 道		☐	「評価項目」					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 2. 5 点)					
II 品 質			☐	1 工事請負契約書約款第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 5. 0 点)					
			☐	1 主要材料の保管管理が適切に行われ、製品に曲がり・そり・クラック・欠け等が無く、記録などで確認できる。					
			☐	2 仕様書で定められている品質管理が、実施されている。					
			☐	3 材料の品質規格証明書が、整備されている。					
			☐	4 溶接棒の使用及び溶接が適切である。					
			☐	5 塗覆装・塗装等が、適切である。					
			☐	6 管接合の管理は、定められたとおり実施している。					
			☐	7 管の清掃及び切管加工は、適切である。					
			☐	8 弁栓類及び管保護工の施工が、適切である。					
			☐	9 管の継手部が、適切に施工されている。					
			☐	10 明示テープ・ポリエチレンスリーブ及び明示シートの施工が、適切である。					
			☐	11 埋戻しの締固めが、適切である。					
			☐	12 施工時の試験及び記録が、整理されている。					
			☐	13 不可視部分の写真記録に関して、施工区分ごとに適切に整理されている。					
			☐	14 舗装混合物及び舗設の温度管理が、記録並びに整理されている。					
			☐	15 コア採取により厚さ、密度の管理が適切である。					
☐	16 その他 理由：								
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (％) = 評価数 (イ) ／ 対象数 (ア)					
					・評価値が 90％以上		a	(加 点 5. 0 点)	
					・評価値が 80％以上 90％未満		b	(加 点 2. 5 点)	
					・評価値が 60％以上 80％未満		c	(加減点 なし)	
					・評価値が 60％未満		d	(減点 2. 5 点)	
					・評価対象項目が 2 項目以下の場合は		c	(加減点 なし)	

別紙 第1号12 (品質)

[品質判定]

(評定者：監督員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e				
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である				
3 出来形・ 品質及び 出来栄 II 品 質	(土 木 一 般 又 は、上 水 道 の ど ち ら か で、 評 価 判 定 す る)			① に主たる工種、土木一般「別紙 第1号10」又は、上水道「別紙 第1号11」のどちらかを選定し、その評価により評定を行う。									
					評 価 対 象 工 種					対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定	
				①									
				②									
				評価対象工種はリストの中から選定する							合 計		
				※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)								総合判定 	
				・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は							a (加 点 5 . 0 点) b (加 点 2 . 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 2 . 5 点) c (加 減 点 な し)		
				※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。									

別紙 第1号13 (創意工夫)

[全 工 種]

(評定者：監督員)

考查項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表
5 創意工夫		[施工関係]
	☐	1 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は設備据付け後の試運転調整に関する工夫。
	☐	2 コンクリート二次製品の利用などの代替材の利用に関する工夫。
	☐	3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、鉄骨建て方、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
	☐	4 部材並びに 機材等の運搬・搬入・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫。
	☐	5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
	☐	6 給排水工事や衛生設備工事等における、配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
	☐	7 照明などの視界の確保に関する工夫。
	☐	8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
	☐	9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
	☐	10 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
	☐	11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
	☐	12 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
	☐	13 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
	☐	14 保全への配慮による材料選定、施工方法等の工夫
	☐	15 作業の安全向上のための施工方法等の工夫
	☐	16 特殊な工法や材料を用いた工事。
	☐	17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
		[品質関係]
	☐	18 土工、躯体工事、設備、電気の品質向上に関する工夫。
	☐	19 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
	☐	20 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
	☐	21 建築材料・機材の検査、試験に関する工夫
	☐	22 配筋、溶接作業等に関する工夫。
		[安全衛生関係]
	☐	23 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。
	☐	24 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物対策、墜落・転落対策、挟まれ対策、注意喚起看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
	☐	25 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫。
	☐	26 現場事務所、労務者休憩所等の空間及び設備等環境向上に関する工夫。
	☐	27 酸欠対策、有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫。
	☐	28 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
	☐	29 施設改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
	☐	30 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
	☐	31 ごみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境保全に関する工夫。

評価済	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	[施工管理関係]	
		32	出来形の管理等に関する工夫
		33	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
		34	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
		35	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
		36	I C T（情報通信技術）活用工事として、起工測量から電子納品までの段階で I C Tを活用した工事。
☐	☐ ☐ ☐	[その他]	
		37	その他：
		38	その他：
		39	その他：
(0)			
詳細評価内容		【 創意工夫の詳細評価 】 工夫内容及び具体的な内容、効果を記載	
✓(チェック)を付した評価項目の詳細内容記述		※ 評 定 点	

- ※1 特に評価すべき 創意工夫事例を 加点評価する。
- ※2 評価は各項目において、✓点が1つ付されれば【1点】で 評価し、【 最大7点 】の 加点評価とする。
- ※3 上記の考察項目の他に評価する企業の工夫があれば、その他に内容を記載して加点する。
- ※4 ✓(チェック)を付した評価対象項目は、具体的な評価内容及び効果を、詳細評価内容欄に記載すること。

工事成績評定考查項目別運用表（総括監督員）

【 土 木 】

工事名

工事成績評定 考查項目別 運用表 【 総括 監督員用 】

別紙 第2号1 （ 工程管理 ） [全 工 種] （ 評定者：総括監督員 ）

考查項目	細 別	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		工程管理が 優れている	工程管理が 良好である	工程管理が 適切である	工程管理が やや不適切である	工程管理が 不適切である	
2 施工状況	II 工程管理		☐	「評価項目」						
			☐	1 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 7. 5 点)						
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	1 受注者の責により、工期内に工事を完成させなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 15. 0 点)						
			☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れやトラブルを発生させることなく工事を完成させた。 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3 工程管理を適切に行ったことにより、計画工程以外の時間外作業の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 8 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)						
		・評価値が 90%以上 a (加点 6. 0 点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加点 3. 0 点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が 60%未満 d (減点 7. 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加減点 なし)								

別紙 第2号2 （ 安全対策 ） [全 工 種] （ 評定者：総括監督員 ）

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		安全対策が 優れている	安全対策が 良好である	安全対策が 適切である	安全対策が やや不適切である	安全対策が 不適切である		
2 施工状況	Ⅲ 安全対策		☐	「評価項目」							
			1 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば					d	（ 減点 7.5点 ）		
		☐	1 安全対策の不備により、労働災害又は公衆災害が発生した。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば					e	（ 減点 15.0点 ）		
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1 建設労働災害及び公衆災害（死傷・物損）の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生を確保するための管理体制（安全衛生組織）を整備し、組織的に取り組んだ。 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 6 安全対策に係る取り組みが、地域から評価された。 7 その他 理由：							
対象数 (ア) (0)		評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）								
					・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は					a	（ 加 点 6.0点 ）
										b	（ 加 点 3.0点 ）
										c	（ 加減点 なし ）
										d	（ 減 点 7.5点 ）
										c	（ 加減点 なし ）

別紙 第2号3 (工事特性)

[全 工 種]

(評定者：総括監督員)

考査項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	【事例】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例
4 工事特性		【 構造物の特殊性への対応 】 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3 建物固有の機能の難しさへの対応 4 建物固有の施工技術の難しさへの対応 5 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1つ以上該当すれば 【 4点 】の 加点とする。 0 点	【 1. について 】 ◇ 切土の土工量:20万m³以上 ◇ 盛土の土工量:15万m³以上 ◇ 護岸・築堤の平均高さ:10m以上 ◇ トンネル(シールド)の直径:8m以上 ◇ ダム用水門の設計水深:25m以上 ◇ 樋門・樋管の内空断面積:15m²以上 ◇ 揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上 ◇ 堰・水門の最大径間長:25m以上 ◇ 堰・水門の径間数:3径間以上 ◇ 堰・水門の扉体面積:50m²/門以上 ◇ トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上 ◇ トンネル(NATM)の内空平均面積:100m²以上 ◇ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m²以上 ◇ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上 ◇ 地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上 ◇ 浚渫工の浚渫土量:100万m³以上 ◇ 流路工の計画高水流量:500m³以上 ◇ 砂防ダムの堤高:15m以上 ◇ ダムの堤高:150m以上 ◇ 転流トンネルの流下能力:400m³/s以上 ◇ 橋梁下部工の高さ:30m以上 ◇ 橋梁上部工の最大支間長:100m以上 ◇ 建物延べ面積:10,000m²以上 ◇ 建物の高さ:31m以上 ◇ 建物の階数:地上9階以上 ◇ 大空間のホール等を有する建物 【 2. について 】 ◇ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ◇ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ◇ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。 【 3. について 】 ◇ 建築工事で官公庁施設の総合耐震・津波波形計画基準においてI類及びA類に属する工事。 ◇ 電気又は暖房衛生設備工事で官公庁施設の総合耐震・津波波形計画基準において甲類に属する工事。 ◇ 研究施設、美術館、特殊機能・設備のある建物。 【 4. について 】 ◇ パイロット工事又は特殊な試験フィールド工事で、特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ◇ 特殊な工法及び材料等を採用した工事。 ◇ 特殊な設備システムを採用した工事。 ◇ 免震装置を設ける工事 ◇ 大規模な山留め工法が必要な工事。 ◇ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事。 ◇ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事。 【 5. について 】 ◇ その他、構造物固有の難しさへの対応が、特に必要な工事。 ◇ その他、技術固有の難しさへの対応が、必要である工事。 ◇ その他、地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 【 6. について 】 ◇ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ◇ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ◇ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 【 7. について 】 ◇ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ◇ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ◇ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
I 施工条件等への対応	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	【 都市部等の 作業環境、社会条件への対応 】 6 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 7 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 8 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 9 現道上での交通規制に大きく影響する工事 10 建物(施設)を使用しながらの工事で、制約が特に厳しい工事	

別紙 第2号3 (工事特性)

[全 工 種]

(評定者：総括監督員)

考查項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	【事例】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例
	☐ ☐ ☐	11 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 12 施工箇所が、広範囲にわたる工事 13 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1つ以上 該当すれば 【 6 点 】 の 加点とする。 0 点	【 8. について 】 ◇ 市街地での夜間工事。 ◇ DID地区内での特に細心の注意が必要な工事。 【 9. について 】 ◇ 日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。 ◇ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 【 10. について 】 ◇ 外来者の多い施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事。 ◇ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。 ◇ 同一敷地内における施設を使用しながらの建替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事。 【 11. について 】 ◇ 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 【 12. について 】 ◇ 作業現場が広範囲に分布している工事。 【 13. について 】 ◇ その他、施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ◇ その他、周辺環境又は社会条件への対応が、特に必要な工事。
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	[厳しい自然・地盤条件への対応] 14 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 15 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の、影響が大きな工事 16 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 17 動植物等の自然環境の保全に、特に配慮しなければならない工事 18 維持修繕工事で規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 19 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1つ以上 該当すれば 【 4 点 】 の 加点とする。 0 点	【 14. について 】 ◇ 河川内の橋脚工事において、地下水位が高くウェルポイント工法などによる排水や、大規模な山留めなどが必要な工事。 ◇ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎ごとに地質調査を実施するなど、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ◇ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事。 ◇ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 【 15. について 】 ◇ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ◇ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ◇ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。 【 16. について 】 ◇ 被災箇所における、二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ◇ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。(法面工は除く) ◇ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ◇ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 【 17. について 】 ◇ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 【 18. について 】 ◇ 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかった工事。 【 19. について 】 ◇ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ◇ その他、災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事。

別紙 第2号3 (工事特性)

[全 工 種]

(評定者：総括監督員)

考査項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	【 事例 】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例
評価済	☐ ☐	【 長期工事における安全確保への対応 】 20 1 2 箇月を超える工期で、事故が無く完成した工事 21 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1 つ以上該当すれば 【 6 点 】の 加点とする。 0 点	【 20. について 】 ◇現場作業の期間が12箇月（全部一時中止期間は除く）を超えた工事。 ※ 事故には、安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合も含む
		☐	評価

※1 工事特性は、【0点】から【最大20点】の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

別紙 第2号4 (地域への貢献度等)

[全 工 種]

(評定者：総括監督員)

考 査 項 目	評価	
6 地域への 貢献度等	☐ ☐ ☐ ☐	「評価項目」 【必須】 周辺環境への配慮に関して、取り組んでいる。 A 騒音に関すること (-6点) B 振動に関すること (-6点) C C O 2 排出量削減に関すること (-4点) D 重機等を使用しない小規模工事 ※評価 ・ A, B, C すべて✓が入れば、又はDに✓が入れば 0点 該当しなければ減点とする。 -16
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 2 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 3 周辺地域のゴミ拾いや道路清掃・水路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 4 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 6 その他 理由： (0) ※ 評価は、1～6の項目において【1つ✓点が付されれば1点】で評価し、【最大3点】の加減点評価とする。 0
評価済		
☐		※ 評定点

※1 地域への貢献度とは、【工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等】の貢献について加減点評価する。

※2 評価においては、受注者から提出された資料を基に判断する。

考 査 項 目		
7 法令遵守等	【必須】 いずれか1項目にチェックすること（減点がない場合は「該当なし」にチェック）	
	措 置 内 容	
	☐	1. 指名停止3カ月以上
	☐	2. 指名停止2カ月以上3カ月未満
	☐	3. 指名停止1カ月以上2カ月未満
	☐	4. 指名停止2週間以上1カ月未満
	☐	5. 文書注意
	☐	6. 口頭注意
	☐	7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)
	☐	8. その他 理由：
☐	該当なし（減点なし）	
① 本評価項目で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。		
② 「施工」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工事場所、工期等）を履行することに限定する。		
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注会社の現場従事社員及び当該工事にあたって下請負契約し、それを履行するために従事する者に限定する。		
④ その他の項目で減ずる場合は、理由を記して減点する。		
【上記で評価する場合の適応例】		
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。		
2. 承諾なしに権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継した。		
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。		
4. 産業廃棄物処理法に違反する「不法投棄」、砂利採取法に違反する「無許可採取」等の関係法令に違反する事実が判明した。		
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより、逮捕又は公訴された。		
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。		
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。		
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。		
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。		
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。		
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。		
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。		
13. 下請業者に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。		
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		
15. 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。		

評 点

FALSE

工事成績評定考查項目別運用表（検査員）

【 土 木 】

工事名

工事成績評定 考查項目別 運用表 【 検査員用 】

別紙 第3号1 (施工管理)

[全 工 種]

(評定者：検査員)

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e					
		対象	評価		施工管理が 優れている	施工管理が 良好である	施工管理が 適切である	施工管理が やや劣っている	施工管理が 劣っている					
2 施工状況	I 施工管理		(0)	「評価項目」										
				1 設計図書と適合しない箇所があり、監督員又は総括監督員が、文書により改善指示を行った。										
				2 設計図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書による指示を行った。										
					※ 評 定									
					・上記のうち1項目該当すれば									
					d (減点 7. 5 点)									
					・上記のうち2項目該当すれば									
					e (減点 15. 0 点)									
				1 契約約款 第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。										
				2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。										
				3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場の施工方法が一致していることを確認できる。										
				4 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。										
				5 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。										
				6 立会確認の、時期、内容、頻度が適切に行っていることが確認できる。										
				7 産業廃棄物の処理及び建設副産物の再利用等への取り組みを、計画書及び報告書で行っていることが確認できる。										
				8 下請工事施工分に対する引き取り（完了）確認・検査を、実施していることが確認できる。										
				9 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。										
				10 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者が施工計画や工事工程の把握、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成及び整理に、主体的に関わっていることが確認できる。										
				11 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。										
				12 建設業退職金共済証紙が適切に配布され、受払い簿等により管理されていることが確認できる。										
				※購入する必要のない者については、理由書が有りそれを証明できる書面により確認できる。										
				13 工事の関係書類を、過不足なく作成していることが確認できる。										
				14 社内の管理基準に基づき、工事全般にわたって管理していることが確認できる。										
				15 設備更新時の新旧設備切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に行っていることが確認できる。										
				16 その他 理由：										
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定										
						評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)								
					・評価値が 90%以上									
					a (加点 5. 0 点)									
					・評価値が 80%以上 90%未満									
					b (加点 2. 5 点)									
					・評価値が 60%以上 80%未満									
					c (加減点 なし)									
					・評価値が 60%未満									
					d (減点 7. 5 点)									
					・評価対象項目が2項目以下の場合は									
					c (加減点 なし)									

別紙 第3号2 (出来形)

[土 木 一 般]

(評 定 者 : 検 査 員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e							
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや劣っている	出来形が 劣っている							
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	土木一般		☐	「評価項目」 ※ 【ばらつき】の判断は、「別紙 第4号」を参照												
I 出来形			☐	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、その【ばらつき】が規格値の概ね 50% 以内で、下記の「評価対象項目」の 4項目以上 が該当する。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば a (加 点 10.0 点)												
			☐	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、その【ばらつき】が規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評価対象項目」の 3項目以上 が該当する。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば b (加 点 5.0 点)												
			☐	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加 減 点 な し)												
			☐	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減 点 10.0 点)												
			☐	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減 点 20.0 点)												
		☐	1 出来形管理項目を設定していない。(規格値による ばらつき判断を行わない。) ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加 減 点 な し)													
			「評価対象項目」													
☐			1 施工計画書等で出来形の管理基準(仮設物を含む)を設定し、計画書に基づく管理を実施していることが確認できる。													
☐			2 出来形管理が、出来形管理図及び出来高管理表により確認できる。													
☐			3 不可視部分の出来形が、施工区分ごとに写真で確認できる。													
☐			4 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。													
☐	5 工事施工の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。															
		☐	6 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。													
		☐	7 その他 理由： (0)													
		※ 主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が 70% に満たない場合は、次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価を行う。														
		<table><tr><td></td><td>評価した工種</td><td>全体の中で占める割合</td></tr><tr><td>主たる工種</td><td></td><td>%</td></tr><tr><td>次の工種</td><td></td><td>%</td></tr></table>							評価した工種	全体の中で占める割合	主たる工種		%	次の工種		%
	評価した工種	全体の中で占める割合														
主たる工種		%														
次の工種		%														
		① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、兵庫県県土整備部において定める「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系を参考とする。 ④ 測定結果のサンプル数等が3個以上10個未満の場合、「概ね50%以内」を「50%以内」に、「概ね80%以内」を「80%以内」に読み替える。														

別紙 第3号3 (出来形)

[上 水 道]

(評 定 者 : 検 査 員)

考査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや劣っている	出来形が 劣っている		
3 出来形・ 品質及び 出来栄 I 出来形	上 水 道		☐	「評価項目」							
			☐	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 10.0点)							
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	1 出来形が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 20.0点)							
					1 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画書に基づく管理を実施していることが確認できる。						
					2 出来形図と現地の計測値が、一致している。						
					3 仮設物の設置方法及び設置状況は、適切に施工されていることが確認できる。						
					4 出来高の管理記録（出来形管理図及び出来形管理表）が、適切にまとめられていることが確認できる。						
					5 不可視部分の出来形が、施工区分ごとに写真で確認できる。						
					6 工事施工の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。						
					7 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。						
					8 設計図書で要求したものが、適切に施工されていることが確認できる。						
					9 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。						
					10 社内検査が計画的に行われ、出来形等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。						
					11 撤去対象物がある場合は、範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。						
					12 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)							
						・ 評価値が 90%以上	a	(加点 10.0点)			
						・ 評価値が 80%以上 90%未満	b	(加点 5.0点)			
						・ 評価値が 60%以上 80%未満	c	(加減点 なし)			
						・ 評価値が 60%未満	d	(減点 10.0点)			
						・ 評価対象項目が2項目以下の場合は	c	(加減点 なし)			

別紙 第3号4 (出来形)

[出来形判定]

(評定者:検査員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや劣っている	出来形が 劣っている		
3 出来形・ 品質及び 出来栄 I 出来形	(土 木 一 般 又 は、上 水 道 の ど ち ら か で、 評 価 判 定 す る)			① に主たる工種、土木一般「別紙 第3号2」又は、上水道「別紙 第3号3」のどちらかを選定し、その評価により評定を行う。							
					評 価 対 象 工 種				対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定
				①							
				②							
				評価対象工種はリストの中から選定する				合 計			
				※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)						総合判定 	
				・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は				a (加 点 1 0 . 0 点) b (加 点 5 . 0 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 1 0 . 0 点) c (加 減 点 な し)			
				※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。							

別紙 第3号5 (品質)

[コンクリート構造物工事、補修・補強工事]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	コンクリート 構造物工事 及び 補修・補強工 事		☐	「評価項目」					
			☐	1	クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加減点 なし)				
II 品 質			☐	1	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
			☐	1	品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
		☐	☐	1	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。				
		☐	☐	2	コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。				
		☐	☐	3	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。				
		☐	☐	4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む。)				
		☐	☐	5	コンクリート打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。				
		☐	☐	6	コンクリートの表面仕上げが、適切に行われていることを確認できる。				
		☐	☐	7	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要強度に達した後に 型枠や支保工の取外しを行っていることが確認できる。				
		☐	☐	8	止水板及び目地等の施工が適切に実施されていることを確認できる。				
		☐	☐	9	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。				
		☐	☐	10	コンクリート打設までに錆・泥・油等の有害物が鉄筋に付着しないよう、管理していることが確認できる。				
		☐	☐	11	鉄筋及び鋼材の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	12	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。				
		☐	☐	13	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	14	スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	15	各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	16	有害なクラック、損傷が無い。				
		☐	☐	17	その他 理由：				
				【補修・補強工事】					
		☐	☐	18	ひび割れ補修工（低圧注入工法）において、事前調査及び注入孔位置を300mmピッチ以内でマーキングしていることが確認できる。				
		☐	☐	19	ひび割れ充填工（Uカット充填工法）において、事前調査及び施工手順に沿って施工していることが確認できる。				
		☐	☐	20	断面補修工（左官工法）において、欠損部の除去、清掃、防錆材塗布、ポリマー充填が適切に行われていることが確認できる。				
		☐	☐	21	付着力試験報告書が、提出されている。				
		☐	☐	22	表面保護工において、施工管理基準及び品質管理基準が実施されていることが確認できる。				
		☐	☐	23	ひび割れ補修工、ひび割れ充填工、断面補修工における温度管理等について、記録、整理されていることが確認できる。				
		☐	☐	24	気象条件に対応したひび割れ充填工、断面補修工の施工状況（養生等）が確認できる。				

	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	25 使用する材料の種類、品質が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 26 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 27 その他 理由：
	対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 a (加 点 1 5 . 0 点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7 . 5 点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・評価値が 60%未満 d (減 点 1 2 . 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加 減 点 な し)

別紙 第3号6 (品質) [土工事 (切土・盛土・築堤等)] (評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄 II 品 質	土工事 (切土・ 盛土・ 築堤等)		☐	「評価項目」					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)					
		☐	☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)					
				1 伐開及び除根作業が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 2 河道内等の掘削・整正において、土砂等の流出や既存施設への影響が生じないよう適切に施工していることが確認できる。 3 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 4 段切り等を、設計図書に基づき施工前に適切に行っていることが確認できる。 5 一層あたりの、まき出し厚を管理していることが確認できる。 6 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 7 締固めが、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 8 芝付け及び種子吹付を、設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 9 構造物周辺の締固めを、設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 10 土羽土の土質が、設計図書を満足していることが確認できる。 11 CBR試験などの品質管理に、必要な試験を行っていることが確認できる。 12 盛土及び切土の法面に、有害な亀裂や損傷部が無い。 13 建設発生土の保管・処理等が、適切に実施されていることを確認できる。 14 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。 15 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 a (加 点 15.0点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7.5点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が 60%未満 d (減点 12.5点) ・評価対象項目が2項目以下の場合は c (加減点 なし)					

別紙 第3号7 (品質)

[護岸・根固・水制工事]

(評定者：検査員)

考査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	護岸・根固 ・水制工事		☐	「評価項目」					
1 C B張り等にクラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加減点 なし)									
1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)									
II 品 質			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)					
		☐	☐	1 施工基面を、平滑に仕上げていることが確認できる。					
		☐	☐	2 裏込材及び胴詰めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。					
		☐	☐	3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における、材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう施工していることを確認できる。					
		☐	☐	4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。					
		☐	☐	6 遮水シート（吸出し防止材等）が所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	9 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	10 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。					
		☐	☐	11 コンクリートブロック等を、損傷無く設置していることが確認できる。					
		☐	☐	12 施工にあたって、床掘箇所の手水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。					
	☐	☐	13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	☐	☐	14 有害なクラックが無い。						
	☐	☐	15 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) 					
				・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は		a (加 点 15.0点) b (加 点 7.5点) c (加減点 なし) d (減 点 12.5点) c (加減点 なし)			

別紙 第3号8 (品質)

[河川工事]

(評定者：検査員)

調査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	河川工事		☐	「評価項目」 1 クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c （加減点 なし）					
☐			1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d （減点 12.5点）						
☐			1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e （減点 25.0点）						
☐		☐	1 設計図書に基づく品質管理に関して、実施されていることが確認できる。						
☐		☐	2 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。						
☐		☐	3 盛土、掘削工にあたって、地形、地質の硬軟、現地の状況及び気象条件等に応じて、安全に施工したことが確認できる。						
☐		☐	4 盛土工にあたって盛土材料と共に締め固められ、地盤と盛土との一体性に関して確保されていることが確認できる。						
☐		☐	5 掘削工では施工中の地山の挙動を監視し、他に影響を与えることなく平滑に規程断面を仕上げたことが確認できる。						
☐		☐	6 床掘りの仕上がり面等において、地山を乱さないように且つ不陸が生じないように施工したことが確認できる。						
☐		☐	7 法面整形にあたって、法面崩壊が起こらないように施工したことが確認できる。						
☐		☐	8 ブロック等は凹凸が無いように据付され、表面に関して平滑であることが確認できる。						
☐		☐	9 石やブロック等は裏込め材などで隙間なく施工され、地山と一体性を確保していることが確認できる。						
☐		☐	10 地山の流失・侵食等において、発生しないよう施工したことが確認できる。						
☐		☐	11 シート等の設置において、法面を平滑に仕上げて且つシートの重ね合せ等が、設計図書に定めた規格値を満足していることが確認できる。						
☐		☐	12 浚渫工に関して施工上の注意事項が、設計図書に基づき施工されていることを確認できる。						
☐		☐	13 浚渫工における土砂量の検収・計測が、的確に行われていることを確認できる。						
☐		☐	14 浚渫工における機械の選定及び組み合わせが、適切であることを確認できる。						
			☐	☐	15 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止法に関する水質監視等の実施が報告書等により確認できる。				
		☐	☐	16 浮泥を巻き込まないように、置換材を投入していることが確認できる。					
		☐	☐	17 出来形測定において、不可視部分の出来形が施工区間ごとに写真で的確に確認できる。					
		☐	☐	18 その他 理由：					
		対象数 (ア) (〇)	評価数 (イ) (〇)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 15.0 点) b (加 点 7.5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 12.5 点) c (加 減 点 な し)					

別紙 第3号9 (品質)

[舗 装 工 事]

(評 定 者 : 検 査 員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	舗装工事	/	☐	「評価項目」					
			☐	1	クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば c (加減点 なし)				
			☐	1	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
II 品 質	（ 路盤工・ アスファルト舗装工・ コンクリート舗装工 ）	/	☐	1	品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
			☐	【路床・路盤工関係】					
			☐	1	設計図書に定められた試験方法で、CBR値を測定していることが確認できる。				
		☐	☐	2	路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。				
		☐	☐	3	路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	4	路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。				
		☐	☐	5	路盤の安定処理は、材料が均一になるよう施工していることが確認できる。				
		☐	☐	6	路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。				
		☐	☐	7	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることを確認できる。				
		☐	☐	8	その他 理由：				
		☐	☐	【アスファルト舗装工関係】					
		☐	☐	1	アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。				
		☐	☐	2	舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。				
		☐	☐	3	プラント出荷時、現場到着時、舗装時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。				
		☐	☐	4	舗装後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	5	各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることを確認できる。				
		☐	☐	6	縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	7	アスファルト混合物の運搬及び舗設にあって、気象条件を配慮していることが確認できる。				
		☐	☐	8	密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	9	その他 理由：				
		☐	☐	【コンクリート舗装工関係】					
		☐	☐	1	設計図書に定められた試験方法で、CBR値を測定していることが確認できる。				
		☐	☐	2	舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。				
		☐	☐	3	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。				
		☐	☐	4	コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。				
		☐	☐	5	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることを確認できる。				

	☐	☐	6 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
	☐	☐	7 材料が分離しないようコンクリートを、敷均していることが確認できる。
	☐	☐	8 チェアー及びダイバーの損傷などが発生しないよう、保管していることを確認できる。
	☐	☐	9 その他 理由：
	対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） ・評価値が 90％以上 ・評価値が 80％以上 90％未満 ・評価値が 60％以上 80％未満 ・評価値が 60％未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a b c d c （ 加 点 1 5 . 0 点 ） （ 加 点 7 . 5 点 ） （ 加 減 点 な し ） （ 減 点 1 2 . 5 点 ） （ 加 減 点 な し ）

別紙 第3号10 (品質)

[区画線工事]

(評定者：検査員)

別紙 第 3 の 10 Ⅱ 品質	工 種 区画線工事	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・品質及び出来栄	区画線工事		☐	「評価項目」 1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5 点)					
II 品質			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0 点)					
		☐	☐	1 ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることを確認できる。					
		☐	☐	2 区画線の厚さが見本等で、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	3 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	4 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	5 溶解式、高視認性区画線の施工では、溶解槽を適温に管理し、常に180～220℃で塗布していることが確認できる。					
		☐	☐	6 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びホコリを取り除いて行っていることが確認できる。					
		☐	☐	7 区画線の施工にあたって、気温5℃以下の場合は、路面を予熱して路面温度を上昇させた後に施工していることが確認できる。					
		☐	☐	8 区画線を消去する場合は、表示材（塗料）のみを除去し、路面への影響が最小限となっていることを確認できる。					
	☐	☐	9 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。						
	☐	☐	10 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 15.0 点) b (加 点 7.5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 12.5 点) c (加 減 点 な し)					

別紙 第3号11 (品質)

[法面工事]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	法面工事		☐		「評価項目」				
			☐		1 クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば c (加減点 なし)				
			☐		1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
II 品 質			☐		1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
					【 共 通 】				
					1 施工基面を、平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)				
					2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。				
					3 盛土の施工にあたり、法面の崩落が起こらないよう、締固めを十分に行っていることが確認できる。				
					4 雨水による崩落が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。				
					5 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。				
					6 その他 理由：				
					【 種子吹付工、客土吹付工、植栽基材吹付工関係 】				
					1 土壌試験の結果を、施工に反映していることが確認できる。				
					2 ネットなどの境界に、隙間が生じていないことが確認できる。				
					3 ネットなどが、破損を生じていないことか確認できる。				
					4 吹付け厚さが、均等であることを確認できる。				
					5 使用する材料の種類、品質、配合等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
					6 施工時期が、定められた条件を満足していることが確認できる。				
					【 コンクリート又はモルタル吹付工関係 】				
					1 使用する材料の種類、品質及び配合等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
					2 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることを確認できる。				
					3 金網等が、破損を生じていないことが確認できる。				
					4 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。				
					5 吹付け厚さが、均等であることを確認できる。				
					6 吹付け厚さに応じて、2層以上に分割して施工していることが確認できる。				
					7 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることを確認できる。				
					8 不良箇所が生じないよう、跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。				
					9 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。				

		【 現場打法枠工関係（プレキャスト枠工含む） 】	
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		2	アンカーピンを、設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
		3	現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
		4	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることを確認できる。
		5	枠内に、空隙が無いことを確認できる。
		6	層間に、はく離が無いことを確認できる。
		7	不良箇所が生じないように、跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定	
		評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）	
		・評価値が 90%以上	a (加 点 1 5 . 0 点)
		・評価値が 80%以上 90%未満	b (加 点 7 . 5 点)
		・評価値が 60%以上 80%未満	c (加 減 点 な し)
		・評価値が 60%未満	d (減 点 1 2 . 5 点)
		・評価対象項目が 2 項目以下の場合は	c (加 減 点 な し)

別紙 第3号12 (品質)

[基礎工・地盤改良工事]

(評定者：検査員)

調査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている		
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	基礎工・ 地盤改良工事		☐	「評価項目」							
※ 評 定			品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。								
		☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第 3 2 条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d （減点 1 2 . 5 点）								
			1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第 3 2 条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e （減点 2 5 . 0 点）								
Ⅱ 品 質			【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】								
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1 杭に損傷及び補修痕が無いことを確認できる。 2 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整理されており、その記録を整理していることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に 2 m以上挿入して施工していることが確認できる。 8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 9 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 裏込材の注入圧力などが、施工記録により確認できる。 12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係る事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 その他 理由：							
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	【地盤改良】 1 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 3 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 4 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 5 その他 理由：								
	対象数 (ア) (〇)	評価数 (イ) (〇)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)								
			• 評価値が 90%以上 a （加 点 1 5 . 0 点） • 評価値が 80%以上 90%未満 b （加 点 7 . 5 点） • 評価値が 60%以上 80%未満 c （加減点 なし ） • 評価値が 60%未満 d （減 点 1 2 . 5 点） • 評価対象項目が 2 項目以下の場合 c （加減点 なし ）								

別紙 第3号13 (品質)

[小規模道路改良工事]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
					品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	小規模道路 改良工事		☐		「評価項目」				
Ⅱ 品 質	(側溝 整備・歩道 設置・交差点改良)		☐		1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
			☐		1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
					【土工、法面工】				
		☐	☐		1 掘削にあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。				
		☐	☐		2 施工基面に 凹凸が無く、平滑に仕上げていることが確認できる。				
		☐	☐		3 構造物周辺の埋戻し・締固め等の処理に関して、適切に施工していることが確認できる。				
		☐	☐		4 吹付け厚さが均等であることを確認できる。				
		☐	☐		5 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。				
					【舗装工】				
		☐	☐		1 路盤工の現場密度試験が適切に行われ、且つ管理されていることが確認できる。				
		☐	☐		2 混合物及び舗設の温度管理に関して、記録・整理されていることが確認できる。				
		☐	☐		3 舗装の平坦性が確保されていると共に、表面排水が良好であることを確認できる。				
		☐	☐		4 構造物への摺り合わせや段差の解消等に関して、利用者に配慮した施工が確認できる。				
		☐	☐		5 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。				
					【ブロック積み・コンクリート二次製品、排水施設工等】				
		☐	☐		1 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。				
		☐	☐		2 使用材料に破損が無く、適切に施工していることが確認できる。				
		☐	☐		3 製品の噛み合わせ又は連結に関して適切に施工され、水密性などの必要な機能が確保されていることを確認できる。				
		☐	☐		4 基礎礫及び裏込礫は、所定の厚さ・寸法で締固められた状況が確認できる。				
					【道路付属施設工】				
		☐	☐		1 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。				
		☐	☐		2 付属施設の設置位置が適切であり、ボルトの締付や部材の取付状況が適切であることを確認できる。				
		☐	☐		3 その他 理由：				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)		※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加点 15.0点) b (加点 7.5点) c (加減点 なし) d (減点 12.5点) c (加減点 なし)				

別紙 第3号14 (品質)

[街渠・排水施設工事]

(評定者：検査員)

3 出来形・品質及び出来栄 II 品質	工 種 街渠・排水施設工事 （二次製品含む）	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや劣っている	品質が劣っている
「評価項目」									
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)					
			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)					
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	1 使用材料に破損が無く、適切に施工していることが確認できる。					
			☐	2 施工基面に凹凸が無く、平滑に仕上げていることが確認できる。					
			☐	3 暗渠工の施工において、目立った屈曲・沈下・クラックや変形が無いことが確認できる。					
			☐	4 暗渠工の施工において、施工状況・材料の延長等が管理記録で確認できる。					
			☐	5 側溝工において、継目部の施工は付着・水密性を保ち、段差が無いことが確認できる。					
			☐	6 横断工において、路面勾配に合わせて施工していることが確認できる。					
			☐	7 均しコンクリートが沈下・滑動・不陸等を生じないように、所定の寸法どおり施工していることが確認できる。					
			☐	8 基礎礫は、所定の厚さ・寸法で締め固められた状況が確認できる。					
			☐	9 構造物周辺の埋戻し・締め固め等の処理に関して、適切に施工していることが確認できる。					
			☐	10 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。					
			☐	11 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) 					
				・評価値が 90%以上 a (加 点 15.0点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7.5点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が 60%未満 d (減 点 12.5点) ・評価対象項目が2項目以下の場合 c (加減点 なし)					

別紙 第3号15 (品質)

[暗渠・用排水路工事]

(評定者：検査員)

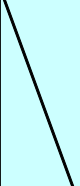
考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	暗渠・ 用排水路工事		☐	「評価項目」					
II 品 質	(ゲート 設備 含む)		☐	1	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
				1	品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
				【暗渠・用排水路関係】					
		☐	☐	1	各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	2	二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なクラックや損傷等が無いことを確認できる。				
		☐	☐	3	管路深さ・勾配等について、前後の施設又は地形になじみよく、施工されていることが確認できる。				
		☐	☐	4	不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。				
		☐	☐	5	吞口、吐口、集水榦等の取付けコンクリートに、クラック等の欠陥がないことを確認できる。				
		☐	☐	6	水路底部の凹凸や進路蛇行が無いように、施工していることが確認できる。				
		☐	☐	7	製品の継目部は隙間やズレがなく、目地モルタルにより適切に施工していることが確認できる。				
		☐	☐	8	埋戻しや盛土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されていることを確認できる。				
		☐	☐	9	基礎砕石が所定の厚さ・寸法で施工され、締固め状況が確認できる。				
		☐	☐	10	被覆材の敷均しが均一に施工され、所定の断面を確保していることが確認できる。				
		☐	☐	11	水甲部の接続が適切で、排水口までの勾配を確保していることが確認できる。				
		☐	☐	12	一次埋戻しが適切に行われていることを確認できる。				
		☐	☐	13	仕上り面に露出している石礫を適切に処理していることが確認できる。				
		☐	☐	14	その他 理由：				
				【ゲート設備関係】					
		☐	☐	1	材料の品質規格証明書が整備され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	2	主要材料の検収が適切に実施され、吊り降ろし・据付けについて安全且つ丁寧に実施されていることが確認できる。				
		☐	☐	3	鋼材等の保管にあたり、変形及び塗装面への損傷等を与えないように適切に管理されていることが確認できる。				
		☐	☐	4	溶接・塗装等の品質管理に関して、設計図書に基づき実施していることが確認できる。				
		☐	☐	5	溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。				
		☐	☐	6	塗装作業にあたり、塗膜厚管理が適切に出来ており、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。				
		☐	☐	7	ボルトの締付け確認が 実施され、その記録を適切に保管していることが確認できる。				
		☐	☐	8	使用材料に破損が無く、適切に施工していることが確認できる。				
		☐	☐	9	アンカーボルト孔の削孔長は、アンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数測定し、且つ測定資料も整理されていることが確認できる。				
		☐	☐	10	アンカーボルトの樹脂注入の際に、樹脂が密封されていることが確認できる。				

			11 その他 理由：
	対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は a (加 点 1 5 . 0 点) b (加 点 7 . 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 1 2 . 5 点) c (加 減 点 な し)

別紙 第3号16 (品質)

[コンクリートブロック積工・コンクリート二次製品工事]

(評定者：検査員)

3 出来形・品質及び出来栄 II 品質	工 種	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
	コンクリートブロック積工 ・ コンクリート二次製品工事		☐		「評価項目」				
			☐		1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
	排水施設は除く		☐		1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
			☐		1 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。 2 使用材料に破損が無く、適切に施工していることが確認できる。 3 施工基面に凹凸が無く、平滑に仕上げていることが確認できる。 4 法勾配・裏込材厚等に関して適切な管理の元、細心の注意を払って施工していることが確認できる。 5 裏込材・胴込めコンクリートの充填又は締固めが十分な施工状況で、且つ空隙が生じていないことを確認できる。 6 末端部及び曲線部に間隙が生じた場合、半ブロック或いはコンクリートを用いて適切に施工していることが確認できる。 7 製品の噛み合わせ又は連結に関して、適切に施工していることが確認できる。 8 伸縮目地・水抜き孔等に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 裏込礫は、所定の厚さ・寸法で締固められた状況が確認できる。 10 基礎礫は、所定の厚さ・寸法で締固められた状況が確認できる。 11 構造物周辺の埋戻し・締固め等の処理に関して、適切に施工していることが確認できる。 12 その他 理由：				
			対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 15.0点) b (加 点 7.5点) c (加減点 なし) d (減 点 12.5点) c (加減点 なし)				

別紙 第3号17 (品質)

[植栽工事・公園工事]

(評定者：検査員)

3 出来形・品質及び出来栄 II 品質	工 種	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
	植栽工事 ・公園工事		☐	「評価項目」					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 1 2 . 5 点)					
			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第3 2条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 2 5 . 0 点)					
			☐	【植栽工事】					
			☐	1 土壌硬度試験及び土壌試験 (PH)を実施し、施工に反映していることが確認できる。					
			☐	2 活着を促させるように、管理していることが確認できる。					
			☐	3 樹木などは損傷、はちくずれ等が無いよう、保護養生を行っていることが確認できる。					
			☐	4 樹木等の生育に害のある虫等がないことを確認できる。					
			☐	5 施工完了後に、余剰枝の剪定、整形やその他必要な手入れを行っていることが確認できる。					
			☐	6 肥料が直接樹木の根に触れないよう、均一に施肥していることが確認できる。					
			☐	7 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。					
			☐	8 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。					
			☐	9 樹名板を、視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。					
			☐	10 その他 理由：					
			☐	【公園工事】					
			☐	1 設計図書で定められている品質管理が、実施されていることを確認できる。					
			☐	2 材料、部材の品質及び形状が設計図書の仕様を満足し、証明書が整備されていることを確認できる。					
			☐	3 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書の仕様を満足し、証明書が整備されていることを確認できる。					
			☐	4 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理していることを確認できる。					
			☐	5 園路等の表層材料に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。					
			☐	6 平板、タイル舗装等の目ズレがなく、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
			☐	7 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていないことを確認できる。					
			☐	8 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工を行っていることが確認できる。					
			☐	9 その他 理由：					
			対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
					・評価値が 90%以上 a (加 点 1 5 . 0 点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7 . 5 点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・評価値が 60%未満 d (減 点 1 2 . 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合 c (加 減 点 な し)				

別紙 第3号18 (品質)

[防護柵(網)・標識・照明灯工事]

(評定者：検査員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	防護柵(網)・ 標識・照明灯 工事		☐	「評価項目」					
II 品 質			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)					
		☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)						
		☐	☐	1 防護柵設置要綱、視線誘導標識設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	2 防護柵・標識等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。					
		☐	☐	3 防護柵・標識等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。					
	☐	☐	4 防護柵・標識等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることを確認できる。						
	☐	☐	5 基礎設置個所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。						
	☐	☐	6 防護柵・標識等の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	☐	☐	7 標識の色彩、反射性能を試験結果報告書により確認できる。						
	☐	☐	8 照明灯器具等の内容が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	☐	☐	9 電線・ケーブル・電線管、BOX類が、電気設備基準に沿って敷設及び接続が行われ、不具合が無いことを確認できる。						
	☐	☐	10 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。						
	☐	☐	11 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることを確認できる。						
	☐	☐	12 落石防止網の施工前に、施工面の整理（最小限必要な伐採・浮石等の除去）を行っていることが確認できる。						
	☐	☐	13 落石防止網の材料に損傷、錆、不良箇所がなく、各種試験に合格していることが確認できる。						
	☐	☐	14 その他 理由：						
	対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)						
			・評価値が 90%以上 a (加 点 15.0点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7.5点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が 60%未満 d (減 点 12.5点) ・評価対象項目が2項目以下の場合は c (加減点 なし)						

別紙 第3号19 (品質)

[下水道工事 (管渠)]

(評定者：検査員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	下水道工事 (管渠)		☐	「評価項目」						
Ⅱ 品 質				☐	1 クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば c (加減点 なし)					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)						
		☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)							
				【共通】						
		☐	☐	1 設計図書で定められている品質管理試験が実施され、その記録が確認できる。						
		☐	☐	2 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることが確認できる。						
		☐	☐	3 管渠(管布設・矩形渠布設・推進・シールド)工及びマンホール工において出来高管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下していないことが確認できる。						
		☐	☐	4 管渠工において、漏水箇所がないことが確認できる。						
		☐	☐	5 マンホールにおいて、各部材にクラック等が無く目地等の連結部が適切に施工され、漏水箇所が無いことを確認できる。						
		☐	☐	6 インパートは形状・勾配・表面仕上げが適切で、漏水箇所が無いことを確認できる。						
		☐	☐	7 主要材料の検収が適切に実施され、吊り降ろし・据付け・保管について、安全で丁寧に実施していることが確認できる。						
		☐	☐	8 埋戻しは、適切な材料・施工及び管理方法で施工していることが確認できる。						
		☐	☐	9 不可視部分の写真記録に関して、施工区分ごとに適切に整理されていることが確認できる。						
		☐	☐	10 その他 理由：						
					【開削工事関係】					
			☐	☐	11 管路土工における床付面は、良好な仕上がりになっていることが確認できる。					
		☐	☐	12 管渠工やマンホール工における砂基礎・砕石基礎の厚み及び敷均し転圧等が適切に行われていることを確認できる。						
		☐	☐	13 土留め矢板が適切に設置され、圧入及び引抜のプロセスが確認できる。						
		☐	☐	14 樹の天端は周辺地盤に馴染んで且つ復旧の仕上りが良く、また土砂・モルタル及び他材料の断片等が無く、清掃していることが確認できる。						
		☐	☐	15 樹の取付け管において、理由のない屈曲や目立った沈下が無いことを確認できる。						
				【推進・シールド工事関係】						
		☐	☐	16 立坑築造に伴う仮設部材の設置及び施工方法が、適切に実施していることを確認できる。						
		☐	☐	17 推進管の裏込め材料に関して、充填管理が適切に行われていることを確認できる。						
		☐	☐	18 鉄筋・鋼材の員数照会が、証明書類等(現場照合を含む)で行われていることを確認できる。						
		☐	☐	19 掘削時の土留め方法や推進時の掘進方法による、周辺地盤への影響が見られないことを確認できる。						
		☐	☐	20 薬品注入工、高圧噴射攪拌工法が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		☐	☐	21 薬液及び作泥材・裏込め材等の使用量の記録が、納品伝票・工程写真等により確認できる。						
		☐	☐	22 薬品注入において、事前及び事後の効果の計測が行われ、記録が整理されていることを確認できる。						

		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は a (加 点 1 5 . 0 点) b (加 点 7 . 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 1 2 . 5 点) c (加 減 点 な し)
--	--	---------------------	---------------------	---

別紙 第3号20 (品質)

[下水道工事（施設躯体）]

(評定者：検査員)

調査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	下水道工事 (施設躯体)		☐	「評価項目」					
			☐	1 クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加減点 なし)					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)					
			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)					
II 品 質		☐	☐	1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。					
		☐	☐	2 掘削床付け面が、乱されずに掘削されている。また、浮き石等がないことを確認できる。					
		☐	☐	3 埋戻し(盛土)を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工していることが確認できる。					
		☐	☐	4 掘削(山留)内の排水処理が、適正に行われていることを確認できる。					
		☐	☐	5 ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が、適正に行われていることを確認できる。					
		☐	☐	6 腹起しの設置にあたり、土留め壁との間の隙間がないことを確認できる。					
		☐	☐	7 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。					
		☐	☐	8 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。					
		☐	☐	9 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。					
		☐	☐	10 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)					
		☐	☐	11 コンクリート打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。					
		☐	☐	12 コンクリートの表面仕上げが、適切に行われていることを確認できる。					
		☐	☐	13 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要強度に達した後型枠や支保工の取外しを行っていることが確認できる。					
		☐	☐	14 止水板及び目地等の施工が適切に実施されていることを確認できる。					
		☐	☐	15 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類により確認できる。					
		☐	☐	16 コンクリート打設までに錆・泥・油等の有害物が鉄筋に付着しないよう、管理していることが確認できる。					
		☐	☐	17 鉄筋及び鋼材の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	18 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。					
		☐	☐	19 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	20 鉄筋のガス圧接部の状態の強度確認試験、外観検査が適正に行われていることを確認できる。					
		☐	☐	21 鉄筋の継手長、定着長が適切に管理されていることを確認できる。					
		☐	☐	22 鉄筋圧接の位置が設計図書に準じており、かつ圧接位置が、千鳥に配置されていることを写真により確認できる。					
		☐	☐	23 SD295とSD345の使用区分が明確になっており、写真により確認できる。					
		☐	☐	24 杭に損傷及び補修痕がないことを確認できる。					
		☐	☐	25 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整理され、かつ記録により確認できる。					

		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	26 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 27 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 28 場所打ち杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて、施工していることが確認できる。 29 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の安定液濃度、比重等が適切に管理されていることを確認できる。 30 混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理、記録されていることを確認できる。 31 舗設後、直ちに共用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っていることが確認できる。 32 舗設の各層の継目が、仕様書に定められた数値以上ずらしていることを確認できる。 33 目地の処理が仕様書で定められたとおりであることを確認できる。 34 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 35 有害なクラック、損傷が無いことを確認できる。 36 その他 理由：
		対象数 (ア) (0) 評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 1 5 . 0 点) b (加 点 7 . 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 1 2 . 5 点) c (加 減 点 な し)

別紙 第3号21 (品質)

〔上水道工事〕

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	上水道工事		☐		「評価項目」				
			☐		1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
II 品 質			☐		1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
			☐		【共通】				
		☐	☐		1 材料の品質規格証明書が整備され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐		2 主要材料の検収が適切に実施され、吊り降ろし・据付け・保管について安全且つ丁寧に実施されていることが確認できる。				
		☐	☐		3 溶接・塗装等の品質管理に関して、設計図書に基づき実施していることが確認できる。				
		☐	☐		4 管布設及び接合管理（チェックシート等）では、設計図書に基づき施工していることが確認できる。				
		☐	☐		5 管内外の清掃及び切り管加工に関して、適切に施工していることが確認できる。				
		☐	☐		6 仕切弁・排泥弁・消火栓・空気弁等の設置は、設計図書に基づき施工していることを確認できる。				
		☐	☐		7 埋戻しは、適切な材料・施工及び管理方法で施工していることが確認できる。				
		☐	☐		8 埋設明示テープ及びポリエチレンスリーブ・年号テープの設置が、設計図書に基づき施工していることが確認できる。				
		☐	☐		9 通水状況及び水圧試験等に関して、記録・整理されていることが確認できる。				
		☐	☐		10 不可視部分の写真記録に関して、施工区分ごとに適切に整理されていることが確認できる。				
		☐	☐		11 その他 理由：				
			☐		【開削工事関係】				
		☐	☐		12 管路土工における床付面は、良好な仕上りに成っていることが確認できる。				
		☐	☐		13 管布設における砂基礎・砕石基礎の厚み及び敷均し転圧等が適切に行われていることが確認できる。				
		☐	☐		14 土留め矢板が適切に設置され、圧入及び引抜のプロセスが確認できる。				
		☐	☐		15 止水栓及びBOXの天端は、周辺地盤に馴染んで且つ復旧の仕上りが良く、また土砂・モルタル及び他材料の断片等が無く、 清掃していることが確認できる。				
		☐	☐		16 給水引込管において、理由のない屈曲や目立った沈下をしていないことが確認できる。				
			☐		【推進工事関係】				
		☐	☐		17 立坑築造に伴う仮設部材の設置及び施工方法が適切に実施していることが確認できる。				
		☐	☐		18 推進管の裏込め材料に関して、充填管理が適切に行われていることが確認できる。				
		☐	☐		19 鉄筋・鋼材の員数照会が、証明書類等（現場照合を含む）で行われていることが確認できる。				
		☐	☐		20 掘削時の土留め方法や推進時の掘進方法による周辺地盤への影響が見られないことが確認できる。				
		☐	☐		21 薬品注入工、高圧噴射攪拌工法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐		22 薬液及び作泥材・裏込め材等の使用量の記録が、納品伝票・工程写真等により確認できる。				
		☐	☐		23 薬品注入において、事前及び事後の効果の計測が行われ、記録が整理されていることが確認できる。				

		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)		
				・評価値が 90%以上	a	(加 点 1 5 . 0 点)
				・評価値が 80%以上 90%未満	b	(加 点 7 . 5 点)
				・評価値が 60%以上 80%未満	c	(加 減 点 な し)
				・評価値が 60%未満	d	(減 点 1 2 . 5 点)
				・評価対象項目が 2 項目以下の場合は	c	(加 減 点 な し)

別紙 第3号22 (品質)

[鋼橋工事]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	鋼橋工事 (R C 床 版 工 事 は コ ン ク リ ー ト 構 造 物 に 準 ず る)		☐	「評価項目」					
II 品 質			☐	1	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)				
			☐	1	品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)				
					【工場製作関係】				
		☐	☐	1	鋼材の種別、品質を適切に管理していることが確認できる。				
		☐	☐	2	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。				
		☐	☐	3	溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		☐	☐	4	溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。				
		☐	☐	5	孔空けによって生じた、まくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。				
		☐	☐	6	欠陥部の発生が見られないことを確認できる。				
		☐	☐	7	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。				
		☐	☐	8	素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。				
		☐	☐	9	塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。				
		☐	☐	10	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。				
		☐	☐	11	その他 理由：				
					【架設関係】				
		☐	☐	12	ボルトの締付け確認が実施され、その記録を適切に保管していることが確認できる。				
		☐	☐	13	ボルトの締付け機及び測定機器の、キャリブレーションを実施していることが確認できる。				
		☐	☐	14	高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。				
		☐	☐	15	高力ボルトの品質が、証明書類により確認できる。				
		☐	☐	16	支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることを確認できる。				
		☐	☐	17	架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。				
		☐	☐	18	架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確認できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。				
		☐	☐	19	現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。				
		☐	☐	20	現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。				
		☐	☐	21	鋼材の保管にあたり、変形及び塗装面への損傷等を与えないように、適切に管理されていることが確認できる。				
		☐	☐	22	その他 理由：				

		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は a (加 点 1 5 . 0 点) b (加 点 7 . 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 1 2 . 5 点) c (加 減 点 な し)
--	--	---------------------	---------------------	--

別紙 第3号23 (品質)

[コンクリート橋上部工事]

(評定者：検査員)

調査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	コンクリート 橋上部工事	／	☐	「評価項目」					
			1 クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加減点 なし)						
Ⅱ 品 質	(P C 及び R C を対象)	／	☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5 点)					
			1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0 点)						
		／	☐	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。					
			2 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。						
		／	☐	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。					
			4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む。)						
		／	☐	5 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。					
			6 鉄筋の品質を、適切に管理していることが確認できる。						
		／	☐	7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
			8 コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう、管理していることが確認できる。						
		／	☐	9 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。					
			10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		／	☐	11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
			12 スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。						
		／	☐	13 プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
			14 使用する測定装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施されていることが確認できる。						
		／	☐	15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
			16 プレストressing時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		／	☐	17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。					
			18 有害なクラックや損傷が無いことを確認できる。						
		／	☐	19 その他 理由：					
			対象数 (ア) (〇)	評価数 (イ) (〇)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 15.0 点) b (加 点 7.5 点) c (加減点 なし) d (減点 12.5 点) c (加減点 なし)				

別紙 第3号24 (品質)

[橋梁補修・補強工事]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	橋梁補修 ・補強工事		☐	「評価項目」						
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)						
II 品 質			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第3 2条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)						
				1 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。 2 アンカーボルト孔の削孔長を、アンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数測定し、かつ資料も整理されていることが確認できる。 3 施工後にアンカーボルト定着長を、超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整理されていることが確認できる。 4 アンカーボルトの樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることを確認できる。 5 床板工の繊維シート付着の品質が確認できる。 6 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。 7 落橋防止装置工のアンカーボルト引張り等の品質が確認できる。 8 ボルトの締付け機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 9 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様に定められた事項が確認できる。 10 ケレンが、入念に実施されていることを確認できる。 11 ひび割れ補修工（低圧注入工法）において、事前調査及び注入孔位置を200mm～300mmピッチ以内でマーキングしていることが確認できる。 12 ひび割れ充填工（Uカット充填工法）において、事前調査及び施工手順に沿って施工していることが確認できる。 13 断面補修工（左官工法）において、欠損部の除去、清掃、防錆材塗布、ポリマー充填が適切に行われていることが確認できる。 14 付着力試験報告書が、提出されていることを確認できる。 15 表面保護工において、施工管理基準及び品質管理基準が実施されていることを確認できる。 16 橋面防水工において、床版含水率が1 0 %以下であることを確認後、施工していることがことが確認できる。 17 橋面防水工のプライマー及び防水材塗布において、床版清掃、乾燥を確認後、塗布器等により塗布されていることが確認できる。 18 塗装・溶接施工時の天候、気温及び湿度等の諸条件が、記録・整理されていることを確認できる。 19 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 20 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、基準値を満足していることをが確認できる。 21 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)						
						・評価値が 90%以上		a (加 点 15.0点)		
						・評価値が 80%以上 90%未満		b (加 点 7.5点)		
						・評価値が 60%以上 80%未満		c (加減点 なし)		
						・評価値が 60%未満		d (減点 12.5点)		
						・評価対象項目が2項目以下の場合は		c (加減点 なし)		

別紙 第3号25 (品質)

[トンネル工事、補修・補強工事]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	トンネル工事 及び 補修・補強 工事		☐	「評価項目」						
			☐	1	クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば c (加減点 なし)					
II 品 質			☐	1	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に 該当すれば d (減点 12.5点)					
			☐	1	品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)					
					【トンネル工事】					
		☐	☐	1	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。					
		☐	☐	2	コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。					
		☐	☐	3	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。					
		☐	☐	4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	5	吹付けコンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	6	設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工していることが確認できる。					
		☐	☐	7	杭内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	8	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。					
		☐	☐	9	金網の継目を、15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。					
		☐	☐	10	吹付コンクリートの施工にあたっては、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが、15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。					
		☐	☐	11	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。					
		☐	☐	12	ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	13	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。					
		☐	☐	14	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が、同一線上で施工していないことが確認できる。					
		☐	☐	15	各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	16	その他 理由：					
					【補修・補強工事】					
		☐	☐	17	劣化防止剤塗布工において、事前に目視点検を行い施工手順に沿って施工していることが確認できる。					
		☐	☐	18	断面修復工において、事前に打音検査を行い施工手順に沿って施工していることが確認できる。					
		☐	☐	19	FRPメッシュシート設置工において、シート位置、アンカー位置のマーキングを行い、削孔、打ち込み、固定が適切に行われていることが確認できる。					
		☐	☐	20	ひび割れ補修工（低圧注入工法）において、事前に打音検査等を行い施工手順に沿って施工していることが確認できる。					
		☐	☐	21	裏込め注入工において、所定位置にマーキングを行い施工手順に沿って施工していることが確認できる。					
		☐	☐	22	炭素繊維シート工において、施工手順及び施工条件に沿って施工していることが確認できる。					

	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	23 計測管理を日々実施しており、それに基づいた施工が行われていることを確認できる。 24 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様が満足していることが確認できる。 25 その他 理由：
	対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が 90%以上 a (加 点 1 5 . 0 点) ・評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7 . 5 点) ・評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・評価値が 60%未満 d (減 点 1 2 . 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加 減 点 な し)

別紙 第3号26 (品質)

[ため池工事]

(評定者：検査員)

3 出来形・品質及び出来栄 II 品 質	工 種	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや劣っている	品質が劣っている	
	ため池工事 (土工事)		☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 12.5点)						
			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 25.0点)						
			☐	☐	1 旧堤体の表土はぎ取り及び段切り等に関して、適切に施工していることが確認できる。					
			☐	☐	2 旧堤体の切土面等からの湧水処理を適正に処理していることが確認できる。					
			☐	☐	3 盛土材に異物混入等がなく、設計図書に基づく試験結果も整理されており、適切に施工していることが確認できる。					
			☐	☐	4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。					
			☐	☐	5 鉄筋の組立及び継手部・かぶり等の処理は、設計図書に基づき施工していることが確認できる。					
			☐	☐	6 付帯構造物は、設計図書に基づき施工していることが確認できる。					
		☐	☐	7 各品質管理に必要な試験成績書が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		☐	☐	8 その他 理由：						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 $\text{評価値 (\%)} = \frac{\text{評価数 (イ)}}{\text{対象数 (ア)}}$ 						
				・評価値が90%以上 a (加点 15.0点) ・評価値が80%以上 90%未満 b (加点 7.5点) ・評価値が60%以上 80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が60%未満 d (減点 12.5点) ・評価対象項目が2項目以下の場合 c (加減点 なし)						

別紙 第3号27 (品質)

[塗 装 工 事]

(評定者：検査員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄 Ⅱ 品 質	塗装工事			「評価項目」					
				1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d （減点 12.5点）					
				1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e （減点 25.0点）					
				1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）					
				2 ケレンを入念に実施されていることが確認できる。					
				3 天候状況の確認、気温及び湿度等の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。					
				4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。					
				5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、錆、油類等を除去し、塗装を行っていることが確認できる。					
				6 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。					
		7 塗り残し、ながれ跡、しわ等が無く、綺麗に塗装されていることが確認できる。							
		8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。							
		9 塗料の品質が出荷証明、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。							
		10 その他 理由：							
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） ・評価値が 90％以上 a （加 点 15.0点） ・評価値が 80％以上 90％未満 b （加 点 7.5点） ・評価値が 60％以上 80％未満 c （加減点 なし） ・評価値が 60％未満 d （減 点 12.5点） ・評価対象項目が2項目以下の場合は c （加減点 なし）					

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e					
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている					
3 出来形・ 品質及び 出来栄	(主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が70%に満たない場合は、 次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価判定する)			① に主たる工種を選定する。なお、主たる工種の全体に占める割合が 70% に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。（「別紙第3号5～27」）										
Ⅱ 品 質				評 価 対 象 工 種					工 種 ぐ と			総 合		
									対象数 (ア)	評価数 (イ)	評 定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割 合
				①										
				②										
					合 計									
評価対象工種はリストの中から選定する ※ 総合の割合 合計は 100% にすること。 ※ 評 定 総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア) 総合判定 ・ 総合評価値が 90%以上 a (加 点 15.0 点) ・ 総合評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 7.5 点) ・ 総合評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・ 総合評価値が 60%未満 d (減 点 12.5 点) ・ 主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は c (加 減 点 な し) ※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。 ※ 評価対象工種で「クラックがあるが、進行性又は有害な状況に無く、発生したクラックには適切な処置を行っている。」により「c」評価をした場合、対象数を「3」、評価数を「2」として計算する。														

別紙 第3号29 (出来栄え)

[土木工事関連 ①]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d	
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	コンクリート 構造物工事 ・ トンネル工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックが無い。 5 漏水が無い。 6 全体的な美観が良い。 7 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
					※ 評 定				
					・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)	
					・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)	
	土工事 (盛土、築堤等)	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 仕上がりが良い。 2 通りが良い。 3 天端及び端部の仕上がりが良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
					※ 評 定				
					・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)	
					・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)	
	土工事 (切土工事)	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 規定された勾配が確保されている。 2 法面の浮石が除去されているなど、適切に施工されている。 3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 4 施工面において、木根等が確実に除去されている。 5 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう、処理が行われている。 6 関係構造物等との取り合いが、設計図書を満足するよう施工されている。 7 全体的な美観が良い。 8 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
					※ 評 定				
					・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)	
					・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)	
	河川工事 護岸・根固・ 水制工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 通りが良い。 2 材料の噛み合わせが良く、クラックが無い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 植生、吹付等の状態が均一である。 5 既設構造物とのすりつけが良い。 6 全体的な美観が良い。 7 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
					※ 評 定				
					・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)	
					・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)	
					・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)	
					・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)	
					・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)	

別紙 第3号30 (出来栄え)

[土木工事関連 ②]

(評定者 : 検査員)

考查項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d	
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	舗装工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 舗装の平坦性が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 雨水処理が良い。 6 全体的な美観が良い。 7 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
						※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	a (加 点 5. 0 点) b (加 点 2. 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5. 0 点) c (加 減 点 な し)		
	法面工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 通りが良い。 2 植生、吹付等の状態が均一である。 3 端部処理が良い。 4 全体的な美観が良い。 5 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
						※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満	a (加 点 5. 0 点) b (加 点 2. 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5. 0 点)		
	基礎工事・ 地盤改良工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 土工関係の仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 施工管理記録等から、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ※ 地盤改良工事は、c 評価とする。 5 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
						※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満	a (加 点 5. 0 点) b (加 点 2. 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5. 0 点)		
	小規模道路 改良工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 通りが良い。 2 端部処理が良い。 3 既設構造物とのすりつけが良い。 4 きめ細かな施工がなされている。 5 舗装の平坦性が良く、水溜まり等が生じていない。 6 全体的な美観が良い。 7 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
	(側溝 整備) (歩道 設置) (交差点 改良)					※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	a (加 点 5. 0 点) b (加 点 2. 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5. 0 点) c (加 減 点 な し)		

別紙 第3号31 (出来栄え)

〔土木工事関連 ③〕

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	街渠・ 排水施設工事 (二次製品含む)	(0)	(0)	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)			
		☐	☐	1 管渠及び構造物の通りが良い。	※ 評 定			
		☐	☐	2 材料の連結、かみ合わせが良い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
		☐	☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
		☐	☐	4 漏水が無い。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 なし)
		☐	☐	5 埋め戻し及び路面復旧状態が良い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
		☐	☐	6 全体的な美観が良い。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 なし)
		☐	☐	7 その他：				
	暗渠・ 用排水路工事 (ゲート設備含む)	(0)	(0)	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)			
		☐	☐	1 排水口部が入念に施工されている。	※ 評 定			
		☐	☐	2 付帯構造物（水甲等）の接続及び仕上げが良く、通りも良い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
		☐	☐	3 水路の凹凸や蛇行が無く、通りが良い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
		☐	☐	4 コンクリート構造物の表面状態が良い。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 なし)
		☐	☐	5 埋め戻しが入念に施工され、凹凸が無く仕上がりが良い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
		☐	☐	6 畦畔及び溝畔の復旧が、適切に施工されている。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 なし)
		☐	☐	7 施工管理記録等により、不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。				
		☐	☐	8 全体的な美観が良い。				
		☐	☐	9 その他：				
	コンクリート ブロック積工 ・ コンクリート 二次製品工事	(0)	(0)	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)			
		☐	☐	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。	※ 評 定			
		☐	☐	2 構造物の通りが良い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
		☐	☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
		☐	☐	4 クラックが無い。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 なし)
		☐	☐	5 漏水が無い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
		☐	☐	6 全体的な美観が良い。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 なし)
		☐	☐	7 その他：				

別紙 第3号32 (出来栄え)

[土木工事関連 ④]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d	
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	植栽・公園工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 樹木の活着状況が良い。 2 支柱の取付けが、きめ細かく施工されている。 3 支柱の取付けが、堅固である。 4 施設構造物の肌、通り、収まり等の仕上げの状態が良い。 5 園路等における舗装の平坦性が良い。 6 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 7 維持管理等の配慮が良い。 8 全体的な美観が良い。 9 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
							※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	a (加 点 5.0点) b (加 点 2.5点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5.0点) c (加 減 点 な し)	
	防護柵(網)工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 通りが良い。 2 端部処理が良い。 3 部材表面に傷、錆及び汚れが無い。 4 既設構造物等とのすり付けが良い。 5 きめ細かな施工がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
							※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	a (加 点 5.0点) b (加 点 2.5点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5.0点) c (加 減 点 な し)	
	標識・ 照明灯工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 設置位置に配慮がある。 2 標識及び照明灯の向き、角度及びその支柱の通りが良い。 3 標識板及び支柱に、変色、傷、錆及び汚れが無い。 4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 5 全体的な取扱いがやり易い。 6 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
							※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満	a (加 点 5.0点) b (加 点 2.5点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5.0点)	
	区画線工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 塗料の塗布が均一である。 2 視認性が良い。 3 接着状態が良い。 4 施工時の清掃が入念に実施されている。 5 全体的な美観が良い。 6 その他：	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
							※ 評 定 ・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満	a (加 点 5.0点) b (加 点 2.5点) c (加 減 点 な し) d (減 点 5.0点)	

別紙 第3号33 (出来栄え)

[土木工事関連 ⑤]

(評 定 者 : 検 査 員)

考査項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d	
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	下水道工事 (管渠)	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 管渠及び構造物の通りが良い。 2 漏水が無い。 3 管口の処理、インパートの仕上げが良い。 4 マンホール内及び蓋との目地の仕上げ良く、金具の取付も適切である。 5 舗装の平坦性が良く、水溜まり等が生じていない。 6 舗装の構造物（マンホール等）へのすりつけ等が良い。 7 排水設備の蓋のがたつきがなく、枠にゴミがたまっていない。 8 施工管理記録等により、不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。 9 全体的な美観が良い。 10 その他：	評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）				
	下水道工事 (施設躯体)	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」 1 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下がない。 2 基礎工について施工管理記録等から可視部分の出来栄えが良い。 3 コンクリート構造物の表面状態が良い。 4 コンクリート構造物の通りが良い。 5 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 6 スラブ上に水溜まりが生じない配慮がなされている。 7 クラックが無い。 8 漏水が無い。 9 防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。 10 足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている。 11 開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行える。 12 角落しがスムーズに設置、撤去ができる。 13 フェンスのがたつきが無く、通りが良い。 14 全体的な美観が良い。 15 その他：	評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）				

別紙 第3号34 (出来栄え)

[土木工事関連 ⑥]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d	
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	上水道工事	(0)	(0)	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
		☐	☐	1	管の接合及び据付等が適切である。	※ 評 定			
		☐	☐	2	付属設備（消火栓、仕切弁、止水栓、BOX等）の設置状況が良い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
		☐	☐	3	メーターBOX周辺の補修状況が良い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
		☐	☐	4	管及び部材等に補修箇所が無い。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)
		☐	☐	5	部材等の表面に傷及び錆が無い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
		☐	☐	6	塗装に均一性がある。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)
		☐	☐	7	舗装の平坦性が良く、水溜まり等が生じていない。				
		☐	☐	8	施工管理記録等により、不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。				
		☐	☐	9	全体的な美観が良い。				
		☐	☐	10	その他：				
	鋼橋工事	(0)	(0)	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
		☐	☐	1	表面に補修箇所が無い。	※ 評 定			
		☐	☐	2	部材表面に傷、錆、付着物が無い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
		☐	☐	3	溶接に均一性がある。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
		☐	☐	4	塗装に均一性がある。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)
		☐	☐	5	全体的な美観が良い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
	コンクリート橋 上部工事 (P C 及び R C)	(0)	(0)	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
		☐	☐	1	コンクリート構造物の表面状態が良い。	※ 評 定			
		☐	☐	2	コンクリート構造物の通りが良い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
		☐	☐	3	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
		☐	☐	4	支承部の仕上げが良い。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)
		☐	☐	5	クラックが無い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
		☐	☐	6	全体的な美観が良い。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)
		☐	☐	7	その他：				

別紙 第3号35 (出来栄え)

[土木工事関連⑦]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	対象	評価	評価 結果	a	b	c	d
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	橋梁補修・ 同 補強工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)			
				1 小構造物にも細心の注意が払われている。	※ 評 定			
				2 きめ細やかな施工がなされている。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
				3 既設構造物等へのすりつけ等が良い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
				4 ケレンの施工状況が良好である。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)
				5 溶接に均一性がある。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
				6 塗装に均一性がある。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)
				7 舗装の平坦性が良く、水溜まり等が生じていない。				
				8 構造物に影響を与えるクラックが無い。				
				9 全体的な美観が良い。				
				10 その他：				
	ため池工事	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)			
				1 仕上げが良い。	※ 評 定			
				2 通りが良い。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
				3 張りブロック等の施工状況が良好である。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
				4 天端仕上げ及び端部仕上げ等が良い。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)
				5 既設構造物等へのすりつけ等が良い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
				6 法面の勾配及び保護 (芝等) の施工状況が良好である。	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)
				7 施工管理記録等により、不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる。				
				8 全体的な美観が良い。				
				9 その他：				
	塗装工事 (工場塗装 除く)	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(0) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「工種別評価項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)			
				1 塗装の均一性が良い。	※ 評 定			
				2 細部まで、きめ細かな施工が成されている。	・評価値が 90%以上			a (加 点 5.0点)
				3 補修箇所が無い。	・評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5点)
				4 ケレンの施工状況が良好である。	・評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)
				5 全体的な美観が良い。	・評価値が 60%未満			d (減 点 5.0点)
				6 その他：	・評価対象項目が2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)

別紙 第 3 号36 （ 出来栄え ） [出来栄え判定] （ 評定者：検査員 ）

審査項目 細 別	工 種	対象 工種	評価	評価 結果	a	b	c			d			
					全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である			全体的な完成度が 劣っている			
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	（ 主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が 7 0 % に満たない場合は、 次に割合の大きい工種を加えた 2 工種で評価判定する。）				① に主たる工種を選定する。なお、主たる工種の全体に占める割合が 7 0 % に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。（「別紙第 3 号29 ～ 35」）								
					①	評 価 対 象 工 種	工種ごと			総 合			
							対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割合	
							合 計						
					<u>評価対象工種はリストの中から選定する</u> ※ 総合の割合 合計は 100% にすること。								
					※ 評 定 ※ 評 定 総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア)								
					総合判定								
・総合評価値が 90%以上 a (加 点 5 . 0 点) ・総合評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 2 . 5 点) ・総合評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・総合評価値が 60%未満 d (減 点 5 . 0 点) ・主たる工種の評価対象項目が、2 項目以下の場合は c (加 減 点 な し)													
※ 評価対象工種ごとの評価が「d」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。													

工 事 成 績 採 点 表

施工年度		令和 年度		工事執行番号		第 号		検査執行通知番号		第 号											
工 事 名																					
工事場所																					
受 注 者						請 負 代 金 額		円													
契約工期		年 月 日 ~ 年 月 日				完成検査年月日		年 月 日													
完成年月日		年 月 日				手直し検査年月日		年 月 日													
項 目		細 別	① 監 督 員					② 総括監督員					③ 検 査 員（ 完 成 ）					評 定 点			
			職 氏名						職 氏名						職 氏名						
			a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e				
			評価	評点					評価	評点					評価	評点					
1	施 工 体 制	I	施工体制 一 般	1	0.5	0	-5	-10											／(3.3)		
		×0.4 +2.9=																			
	II	配置技術者	3	1.5	0	-5	-10											／(4.1)			
		×0.4 +2.9=																			
2	施 工 状 況	I	施工管理	4	2	0	-5	-10						5	2.5	0	-7.5	-15	／(13.0)		
				×0.4 +2.9=										×0.4 +6.5=							
		II	工程管理	4	2	0	-5	-10	6	3	0	-7.5	-15						／(8.9)		
				×0.4 +2.9=					×0.2 +3.2=												
		III	安全対策	5	2.5	0	-5	-10	6	3	0	-7.5	-15						／(9.4)		
				×0.4 +2.9=					×0.2 +3.3=												
		IV	対外関係	2	1	0	-2.5	-5											／(3.7)		
				×0.4 +2.9=																	
3	出 来 形 ・ 品 質 及 び 出 来 栄 え	I	出 来 形	4	2	0	-2.5	-5						10	5	0	-10	-20	／(14.9)		
				×0.4 +2.8=										×0.4 +6.5=							
		II	品 質	5	2.5	0	-2.5	-5						15	7.5	0	-12.5	-25	／(17.4)		
				×0.4 +2.9=										×0.4 +6.5=							
		III	出来栄え											5	2.5	0	-5	-	／(8.5)		
														×0.4 +6.5=							
4	工 事 特 性 (施工条件等への対応)							(加 点) 0 ~ +20点										／(7.3)			
- ×0.2 +3.3=																					
5	創 意 工 夫		(加 点) 0 ~ +7点															／(5.7)			
- ×0.4 +2.9=																					
6	地域への貢献度等							(加 減 点) -16 ~ +3点										／(3.8)			
- ×0.2 +3.2=																					
評 定 点 計																		／(100)			
7	法 令 遵 守 等							(減 点) -20 ~ 0点													
- × 1.0 =																					
評 定 点 合 計																		／(100)			
所 見			(監 督 員)					(総 括 監 督 員)					(検 査 員)								

備考
1 評定点合計は、小数点以下を四捨五入し整数とする。